

問 B. 公共測量に関する事項について、次の各問に答えよ。

問 B-1. 次の a ～ c の文は、公共測量における測量作業機関の対応について述べたものである。下線部について、正しいものには○を、間違っているものには×及び正しい対応をそれぞれ解答欄に記せ。

ただし、正しい対応の解答は文中の下線部のみを変更して記載すること。

- a. 測量作業の現地調査において、私有の土地に立ち入る必要があることから、土地の占有者への事前の通知と測量計画機関の発行した身分証明書の携帯を作業員に指示した。
- b. 基準点測量において使用予定のトータルステーションは、測量機器の検定に関する技術及び機器などを有する第三者機関の機器検定を 2 年前に受け、基準に適合していると証明を受けたものである。当該トータルステーションの測定値の正当性は既に保証されていることから、当該検定証明書の写しを測量計画機関に提出した。
- c. 基準点測量において GNSS 観測をすることになったが、基準点の上空周辺に樹木が覆い被さり、十分な衛星数が確保できないことが現地で判明した。そのため、アンテナポールの使用や偏心点の設置などの代替方法を検討し、測量計画機関の承認を得た上で、測量作業を継続した。